

令和 7・8 年度競争入札参加資格申請の手引き (建設工事)

〇はじめに

令和 7・8 年度の安来市が発注する建設工事の競争入札等に参加を希望される方は、入札参加資格審査を受ける必要があります。資格審査については、以下により申請を行ってください。

申請方法は、インターネットを利用した「島根県電子調達共同利用システム」による電子申請です。なお、入札参加資格申請にはＩＣカード（電子証明書）は不要です。

申請に当たっては、この手引きのほか、島根県ホームページ掲載の以下の手引きをご確認の上、手続きを行ってください。

ただし、やむを得ない事情により電子申請が困難で、安来市へのみ申請を希望される場合は、事前にご相談ください。

島根県ホームページ 令和 7・8 年度入札参加資格定期申請(工事・業務)について
(https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/shikaku/shinsei_doboku/reiwa78nendonyuusatusankasikaku.html)

建設工事入札参加資格申請の手引き

1. 手引き（共通編：工事）
2. 手引き（個別編：工事）
3. 手引き（操作マニュアル編：工事）
4. 手引き（個別情報編：工事）

〇申請期間

令和 6 年 1 1 月 1 日（金）から

①令和 6 年 1 2 月 1 6 日（月）まで又は②令和 7 年 1 月 1 6 日（木）まで

【※切日について】

令和 6 年 1 月～9 月に経営事項審査を受ける企業は①の期日を申請期間最終日とします。

令和 6 年 1 0 月～1 2 月に経営事項審査を受ける企業は②の期日を申請期間最終日とします。

※ 申請日（の基準日）は令和 6 年 1 1 月 1 日とします。

【注意】定期申請用のシステム稼働時間は、上記期間内の自治体開庁日 8 時～2 3 時のみとなります。したがって、土日・祝日・1 2 月 2 8 日から 1 月 5 日までの間はシステムが稼働しませんので、ご注意下さい。

※申請期間内に資格申請システムによる本登録を完了し、かつ、共通添付書類・個別添付書類の提出が完了していなければなりません。安来市への書類提出方法は持参又は郵便若しくは信書便とし、郵便又は信書便の場合のみ、申請期間最終日での

消印を有効とします。（消印（発送）日がない場合は無効となります。）

○建設工事の競争入札参加資格者登録申請に必要な要件

- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当しないこと。
- ・ 建設業許可を有していること。
- ・ 建設業法第 27 条の 23 に基づく経営審査を受けていること。
- ・ 社会保険料の滞納がないこと。
- ・ 安来市税の滞納がないこと。
- ・ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規程する暴力団員または同条第 2 号に規程する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものを経営に関与させていないこと。

※今回参加登録された場合で、入札参加資格の有効期間中に、いずれかの必要要件を満たさなくなった時点で、入札に参加することができなくなります。

○参加資格審査を行う工事種別

別表のとおりです。

建設業許可及び経営事項審査を受けていない許可業種については希望できません。

○審査結果の通知

審査結果は、システムによる認定完了メールにおいて通知されます。書面による通知は行いません。また、システムでも確認が出来ます。

○登録申請の対象と有効期間

登録申請の対象は、安来市（上下水道部、市立病院等の企業会計を含む）が発注する建設工事の請負等です。

登録の有効期限は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までです。

○競争入札参加資格者登録の申請者

支店等の営業単位で申請することはできません。代表者名での申請となります。入札・契約についての権限を営業所、支社等に委任する場合は、システム内の「営業所登録」において受任者となる営業所、支社等を登録した上で、「申請先自治体別営業所選択」において、委任状況を登録してください。

ただし、登録できる営業所等は、契約行為を行うため、建設業法第 3 条に基づき許可行政庁に届出をしている営業所等に限ります。なお、委任をする場合は別途安来市へ委任状の提出をお願いします。

○提出書類

申請に必要な書類については次のとおりです。共通審査団体へ提出する書類と安来市へ提出する個別書類があります。電子調達システムからそれぞれに必要な書類送付票と提出先が印刷されますので、内容と送付先をご確認のうえ提出してください。

※添付書類のうち、許認可に係る書類の写しには、有効期限を設けています。

※各種証明書については、証明日が申請日の3か月前の日以降のものとします。

※納税証明書（市税、消費税等）、社会保険料等については、滞納がある場合申請を受理することができません。

① 共通審査団体提出書類

番号	提出書類	備考
1	共通添付書類送付票	資格申請システムより出力されるもの
2	誓約・同意【共通審査用】	資格申請システムより出力されるもの ※代表者の記名、押印をしたもの
3	[法人]登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(写し可)	証明日が申請日の3か月前の日以降のもの
	[個人]本籍地発行の代表者身分(元)証明書(写し可)	
4	消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可)(注1)	証明日が申請日の3か月前の日以降のもの
5	建設業許可証明書(写し)	県外業者及び島根県に申請しない県内業者のみ
6	ISO9000S 及び 14000S 認証(写し)	※システムに入力した者のみ
7	営業所一覧表(参考様式)工事-1号	※島根県建設産業対策室のホームページから参考様式をダウンロードし、入力後アップロードによるデータ提出
8	工事経歴書(参考様式)工事-2号	
9	技術職員名簿(参考様式)工事-3号	
10	役員等名簿(共通様式1号)	

② 安来市個別提出書類

番号	名称	備考
1	個別添付書類送付票（安来市）	資格申請システムより出力されるもの
2	申請者側の入力内容確認画面を印刷したもの	資格申請システムより出力されるもの
3	業態調書(注2)	関係会社等の有無に関わらず提出
4	使用印鑑届(注2)	申請者の実印と使用印を押印 入札契約について委任を行う場合であっても、上記のとおりとし、委任先の使用印は委任状に押印
5	委任状(注2)	委任を行う場合のみ
6	安来市の市税納税証明書（写し可）	安来市内に本社又は支店等を置く者
7	経営事項審査結果通知書（写し）	令和7年1月1日時点で有効なもの

8	社会保険料納入証明書（写し可） （注 3）	加入が義務付けられている全ての法人及び個人にあっては従業員 5 人以上の適用事業所。（年金事務所より発行されるもの。健保組合等への加入事業所については、各組合等が発行可能なもの。）
9	市税納付状況確認同意書（注 2）	安来市内に本社又は支店がない場合も提出
10	障がい者雇用及び一般事業主行動計画策定状況調書（注 4）	<u>市内に本店を置き</u> 土木一式工事又は建築一式工事を申請する者
11	安来市建設工事入札参加資格者格付審査申請書（注 2）（注 5）	<u>市内に本店を置き</u> 土木一式工事又は建築一式工事を申請する者
12	営業所一覧表	システムにデータを添付したものを印刷して提出
13	工事経歴書	システムにデータを添付出来ない場合のみ、書面により提出
14	技術職員名簿	システムにデータを添付出来ない場合のみ、書面により提出
15	A4フラットファイル	提出書類を上記番号順に綴じて提出 色指定なし、表紙へ社名等の記入は不要

（注 1）消費税及び地方消費税の納税証明書

「未納の税額がない」旨の記載のある納税証明書「その 3」（証明を受けようとする税目で「消費税及び地方消費税」を選択し請求したもの）を提出してください。

（注 2）様式は以下の安来市ホームページからダウンロードしてください。

トップページ：しごと：入札・契約：新着情報：令和 7・8 年度安来市建設工事競争入札参加資格審査申請について

（注 3）社会保険料納入証明書

社会保険適用事業所の場合は、本社管轄の日本年金機構年金事務所で発行された「社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認（申請）書」を提出してください。健保組合、共済組合等に参加している場合は、所定の様式により、当該組合等に未納がないことを確認された証明書を提出してください。なお、健保・共済組合等日本年金機構以外に参加している場合は、組合等の独自様式の証明でも可とします。

確認の対象期間は直近 2 年間とします。加入期間が 2 年間未満の場合は、加入から申請までの期間とします、合併等により 2 年間の確認が出来ない場合は、2 年間に満たない期間について旧商号等での確認が必要です。

(<http://www.nenkin.go.jp/service/kounen/jigyonushi/sonota/20140311.html>)

(注4)障がい者雇用状況及び一般事業主行動計画策定調書

市内に本店を置き土木一式工事又は建築一式工事を申請する者のみ

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する障害者の雇用状況及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）12条に規定する一般事業主行動計画の策定状況について作成してください。

障がい者の雇用がない、一般事業主行動計画を策定していない場合でも記入する項目があるので注意してください。

「障がい者雇用の義務」欄

- ・障がい者雇用の法定義務の有無に関して✓印を記入

「法定義務の状況」欄

- ・障がい者の法定雇用義務の達成状況に関して✓印を記入（法定雇用義務のない事業者は記入不用）

報告義務のある事業主は、企業全体の常用労働者（除外率による除外すべき労働者を控除した数）が40人以上の事業主、すなわち法定雇用障害者が1人以上となる事業主とされています。

一般の民間企業の法定雇用率 2.5%

建設業の除外率 20%

$$\frac{\{50名 - (50名 \times 20\%)\} \times 2.5\%}{(従業員総数) \quad (建設業除外率) \quad (法定雇用率)} = 1.0名$$

(法定雇用障害者)

↓
40名

「基準日」

- ・法定雇用義務のある事業者で、申請日現在で公共職業安定所に報告した障害者雇用状況報告書（作成基準日：令和6年6月1日）から異動がない場合

令和6年6月1日

- ・法定雇用義務のある事業者で、障害者雇用状況報告書の作成基準日（令和6年6月1日）現在では法定雇用義務未達成だったが、その後の移動により法定義務を達成した場合

申請日

- ・法定雇用義務のある事業者で、障害者雇用状況報告書の作成基準日（令和6年6月1日）現在で法定雇用義務達成だったが、その後の移動により法定義務の2倍の障がい者雇用を達成した場合

申請日

- ・法定雇用義務のない事業者で障がい者を雇用している場合

申請日

「従業員数（a）」（雇用の有無に係らず記入）

- ・直接的かつ恒常的な雇用をしている従業員数を記入

「短期従業員数（b）」

- ・週所定労働時間が20時間以上30時間未満の従業員数を記入

「従業員のうち障がい者数」（雇用の有無に係らず記入）

- ・直接的かつ恒常的な雇用をしている従業員数のうち、障がい者数を記入

「除外率（c）」※雇用義務者のみ記入

- ・建設業の場合は20を記入

「法定雇用義務者数の算定基礎となる従業員数（d）」※雇用義務者のみ記入

- ・次の数式により算出

$$\text{従業員数 (a)} + \text{短期従業員数 (b)} \times 0.5 - \{(\text{a}) + (\text{b}) \times 0.5\} \times \text{除外率 (c)} / 100$$

「法定雇用義務者数」※雇用義務者のみ記入

- ・次の数式により算出

$$\text{法定雇用義務者数の算定基礎となる従業員数 (d)} \times 0.025$$

「身体障害者手帳等の番号」（雇用がある者は義務の有無に係らず記入）

- ・交付された身体障害者手帳、療育手帳等の番号について、1人につき一行で記入（1人の者が複数の手帳を有する場合は一行に記入）

「策定義務の有無」

- ・一般事業主行動計画策定の義務（従業員数101人以上）の有無に関して✓印を記入

「計画策定の有無」

- ・一般事業主行動計画策定状況に関して✓印を記入

■障がい者雇用に関する添付書類について

（障がい者雇用が義務付けられている事業者）

【公共職業安定所に報告した障害者雇用状況報告書（写）】

なお、以下に該当する場合は、健康保険厚生年金標準報酬決定通知書、身体障害者手帳等、申請日現在の従業員数、障がい者数の状況が確認できる書類の写しを添付すること（障害者雇用状況と一致すること）。

- ① 障害者雇用状況報告書作成基準日（令和6年6月1日）現在では法定雇用率未達成だったが、その後の異動により申請日時時点で法定雇用率達成となった場合
- ② 障害者雇用状況報告書作成基準日（令和6年6月1日）現在で法定雇用率を達成しており、その後の異動により申請日時時点で法定雇用義務数の2倍の障がい者を雇用した場合

（障がい者雇用は義務付けられていないが、申請日時時点で障がい者を雇用している事業者）

【障がいを証明するものの写し】

⇒本人の身体障害者手帳又は療育手帳の写し

【直接的かつ恒常的な雇用を確認できるものの写し】

⇒本人の健康保険証又は本人が記載されている健康保険厚生年金標準報酬決定通知書等の写し

■一般事業主行動計画に関する添付書類について

【計画書の写し（労働局の受付印のあるもの）】

【一般事業主行動計画策定（変更）届（労働局の受付印のあるもの）】

(注5) 令和7・8年度入札参加資格格付申請の手引き(主観点数に係るもの)を参照

問合せ先

○競争参加資格審査申請に関すること

安来市役所財政課入札契約係

TEL:0854-23-3037 FAX:0854-23-3152

E-mail:keiyaku@city.yasugi.shimane.jp

○システムに関すること

島根県電子調達システムヘルプデスク

TEL:0852-25-6701

別表

工事種別	建設工事の種類
一般土木工事	土木一式工事(土) ・とび、土工、コンクリート工事(と) ・タイル、れんが、ブロック工事(タ) ・鋼構造物工事(鋼) ・水道施設工事(水) ・石工事(石) ・解体工事(解)
舗装工事	舗装工事(舗)
鋼橋上部工事	鋼構造物工事(鋼) ・とび、土工、コンクリート工事(と)
プレストレストコンクリート工事	土木一式工事(土) ・とび、土工、コンクリート工事(と)
港湾工事	土木一式工事(土) ・しゅんせつ工事(しゅ)
機械設備工事	機械器具設置工事(機) ・鋼構造物工事(鋼)
塗装工事	塗装工事(塗)
造園工事	造園工事(園)
さく井工事	さく井工事(井)
冷暖房衛生設備工事	管工事(管) ・熱絶縁工事(絶) ・水道施設工事(水)

	・ 消防施設工事（消）
法面処理工事	土木一式工事（土） ・ とび、土工、コンクリート工事（と） ・ 防水工事（防）
維持修繕工事	土木一式工事（土） ・ 舗装工事（舗） ・ 電気工事（電） ・ とび、土工、コンクリート工事（と） ・ 石工事（石） ・ 防水工事（防） ・ タイル、れんが、ブロック工事（タ） ・ 機械器具設置工事（機） ・ 塗装工事（塗） ・ 解体工事（解）
グラウト工事	土木一式工事（土） ・ とび、土工、コンクリート工事（と）
一般建築工事	建築一式工事（建） ・ 大工工事（大） ・ 左官工事（左） ・ とび、土工、コンクリート工事（と） ・ 石工事（石） ・ 屋根工事（屋） ・ タイル、れんが、ブロック工事（タ） ・ 鋼構造物工事（鋼） ・ 鉄筋工事（筋） ・ 板金工事（板） ・ ガラス工事（ガ） ・ 防水工事（防） ・ 内装仕上工事（内） ・ 建具工事（具） ・ 清掃施設工事（清） ・ 解体工事（解）
管工事	管工事（管） ・ 熱絶縁工事（絶）

	・ 水道施設工事（水） ・ 消防施設工事（消） ・ 清掃施設工事（清）
内装工事	建築一式工事（建） ・ ガラス工事（ガ） ・ 塗装工事（塗） ・ 防水工事（防） ・ 内装仕上工事（内） ・ 建具工事（具）
電気工事	電気工事（電） ・ 電気通信工事（通） ・ 消防施設工事（消）
通信設備工事	電気通信工事（通） ・ 電気工事（電） ・ 鋼構造物工事（鋼）

※1 この表の左欄の工事種別ごとに同表右欄の建設工事のうち、いずれかーについて建設業の許可を受けている者についてのみ入札参加資格を付与します。

※2 この表中、・印を付した建設工事の種類は、工事を単体でのみ受注することができる種別です。